

税理士懲戒処分のお知らせ

左記の会員4名は税理士法（以下「法」という。）の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

記

1、氏名

加藤 和昭（カトウ カズアキ）

四谷支部 登録番号 第44568号

2、処分内容

税理士業務の禁止

平成17年12月7日（同年12月9日）

3、処分理由

税理士業務の禁止

平成17年12月7日（同年12月9日）

4、処分理由

税理士業務の禁止

平成17年12月7日（同年12月9日）

5、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

6、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

7、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

8、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

9、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

10、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

11、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

12、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

13、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

14、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、

同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

1、氏名

戸田 裕陽（トダ ヤスハル）

渋谷支部 登録番号 第26469号

2、処分内容

税理士業務の禁止

平成17年12月7日（同年12月12日）

3、処分理由

平成17年12月7日（同年12月12日）

4、処分理由

平成17年12月7日（同年12月12日）

5、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

6、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

7、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

8、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

9、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

10、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

11、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

12、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

13、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

14、違反・該当条項

合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

平成18年2月1日 東京税理士会